

第10節 子ども・子育て支援金制度について

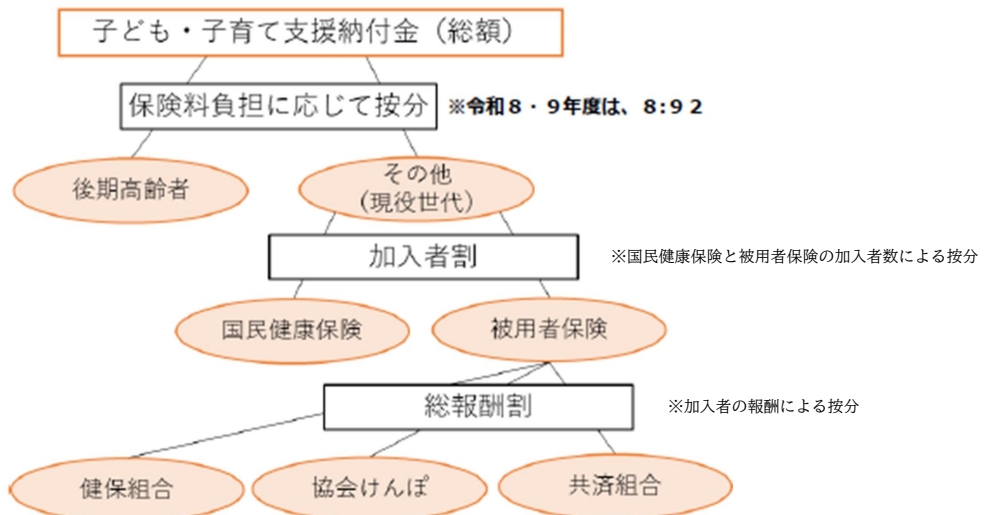
1. 子ども・子育て支援金制度の理念と必要性・意義

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

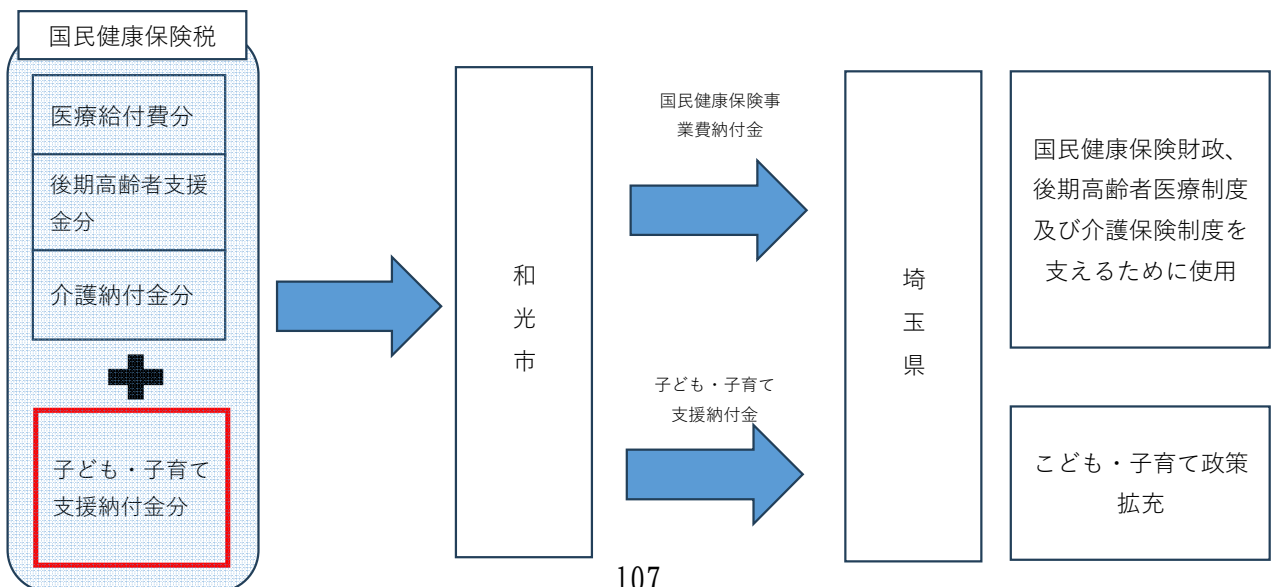
少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとされました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めることとなりました。

こうした大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります。子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、全世代・全経済主体に、医療保険の保険税（料）と併せて拠出いただき運営するものです。国民健康保険をはじめ、後期高齢者医療保険、各被用者保険の医療保険者から拠出する「子ども・子育て支援納付金」を原資に、こども・子育て政策の給付を拡充していくこととなります。各医療保険者は、被保険者から「子ども・子育て支援納付金分」を保険税（料）と併せて徴収します。

図表9-23 子ども・子育て支援納付金のイメージ



図表9-24 国民健康保険税の使途イメージ



第10節 子ども・子育て支援金制度について

2. 子ども・子育て支援金制度の対象給付

こども未来戦略〈加速化プラン〉に基づく、少子化対策として以下の給付・事業の拡充が行われます。

- (1) 児童手当（令和6年10月～）
- (2) 妊婦支援給付金（令和7年4月～）
- (3) 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（令和7年4月～）
- (4) こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（令和8年4月～）
- (5) 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（令和8年10月～）
- (6) 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

3. 子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収の基本的な方向性

医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援金の額に照らし、保険者が設定します。

国民健康保険においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施します。

国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じます。

第11節 子ども・子育て支援金制度導入に係る新たな保険税率

1. 子ども・子育て支援金制度導入に係る新たな保険税率

令和7年度（現行）と令和8年度の保険税率は以下のとおりです。

図表9-25 令和7年度（現行）と令和8年度の新たな保険税率の比較

課税区分	保険税率							
	R07				R08			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円) /人	平等割 (円) /世帯	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円) /人	平等割 (円) /世帯
医療給付費分	7.30	—	24,000	—	7.30	—	24,000	—
後期高齢者 支援金分	2.30	—	12,000	—	2.30	—	12,000	—
介護納付金分	1.80	—	12,000	—	1.80	—	12,000	—
子ども・子育て 支援納付金分	—	—	—	—	0.30	—	1,990	—
合計	11.40	—	48,000	—	11.70	—	49,990	—

2. 新たな保険税率の考え方

- (1) 第8節で示した保険税率に加え、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分を追加します。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は変更はありません。
- (2) 子ども・子育て支援金制度は少子化対策に係るものであることから、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減分を18歳以上の被保険者数で按分した金額を上乗せして賦課します。
- (3) 子ども・子育て支援納付金分の保険税率は、埼玉県が示す市町村標準保険税率を採用します。
- (4) 子ども・子育て支援納付金分で徴収した分は、そのまま子ども・子育て支援納付金として埼玉県に納めることとなり、こども未来戦略〈加速化プラン〉に基づく給付等に活用されます。

3. 現行保険税率と新たな保険税率の比較（モデルケース）

【モデルケース1】

○世帯員数2名

- 夫（70歳）： 世帯主、年金収入180万円、固定資産なし
- 妻（70歳）： 収入なし

図表9-26 モデルケース1（夫婦70歳、夫年金収入180万円）
（単位：円）

R07保険税額	R08保険税額	R07-R08増加額
61,900	64,700	2,800

※モデルケース1では、低所得者の軽減制度を適用しています。

【モデルケース2】

○世帯員数2名

- 夫（40歳）： 世帯主、給与収入300万円、固定資産なし
- 妻（40歳）： 収入なし

図表9-27 モデルケース2（夫婦40歳、夫給与収入300万円）
（単位：円）

R07保険税額	R08保険税額	R07-R08増加額
277,100	285,800	8,700

【モデルケース3】

○世帯員数4名

- 夫（40歳）： 世帯主、給与収入600万円、固定資産税10万円あり
- 妻（40歳）： 収入なし
- 子（13歳）
- 子（10歳）

図表9-28 モデルケース3（40代夫婦、10代子2人、夫給与収入600万円、固定資産あり）

（単位：円）

R07保険税額	R08保険税額	R07-R08増加額
615,800	631,500	15,700

※増加額は令和7年度と比較した令和8年度の増加額

※モデルケース3では、子ども・子育て支援金軽減制度を適用しています。

第12節 財政推計（更新）

和光市の財政状況としては、歳出の約2/3が保険給付費であり、残り約1/3が埼玉県へ納める納付金となっています。保険給付費は交付金で賄われるため、和光市の実質的な負担は納付金となります。この納付金を納めるための財源が保険税収入となります。ここでは、納付金と国民健康保険税を主とした財政推計を示します。

1. 推計

図表9-29 財政推計

(単位：円)

	R05	R06	R07	R08	3年間合計 R06-R08
納付金額（埼玉県総額）	189,513,525,512	186,314,114,299	186,859,783,787	195,034,966,377	568,208,864,463
和光市の割合（%）	1.0574605	1.0818562	1.0956048	1.1042553	—
納付金額（和光市額）	2,004,030,700	2,015,650,757	2,047,244,705	2,153,683,918	6,216,579,380
保険税収納額（現年度分）	1,445,450,100	1,403,526,327	1,416,907,038	1,444,450,981	4,264,884,346
法定外繰入金	100,000,000	60,000,000	40,000,000	0	100,000,000
基金残高（年度当初）	1,233,740,000	1,225,517,000	1,038,574,000	786,208,000	

2. 推計値の算出経過及び考え方

- (1) 埼玉県の納付金総額、和光市の納付金額及び和光市の割合については、埼玉県が示す納付金額を採用しています。
- (2) 保険税収納額（現年分）は、令和5年度及び令和6年度においては実績値としています。令和7年度は、令和7年度本算定調定額に県運営方針（第3期）に基づき、収納率93.85%として見込んだ数値に更新しています。令和8年度は、令和7年度の被保険者数の減少を見込んだ収納額に、子ども・子育て支援納付金収納見込額を上乗せして算出しています。
- (3) 法定外繰入金については、第9節で示したとおり令和8年度までに解消します。
- (4) 基金残高については、令和7年度までは実績値としています。不足する保険税収納額に充当して財政運営を行います。